

愛川ブランドPR支援補助金 利用手引き

1 概要

愛川ブランド認定品（以下「認定品」といいます。）を生産又は製造する事業者等（以下「認定事業者」といいます。）が、認定品を広く宣伝又は販売しようとする場合に、その経費の一部を町が補助する制度です。

2 補助対象者

次に掲げる要件に全て該当する認定事業者が対象となります。

- (1) 愛川ブランドの認知度を高めるため、認定品を広く宣伝し、販売促進等に取り組む意思のある認定事業者
- (2) 町税（国民健康保険税を含む。）に滞納のない認定事業者

3 対象事業及び対象経費

下記の認定品を広く宣伝又は販売する事業にかかる経費が対象となります。

対象事業	対象経費
① 認定品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費	包装紙、ラベルシール等の製作に要する作成委託料や印刷製本料等。
② 販売促進に係る広告又は宣伝に要する経費	メディアへの広告掲載料、パンフレット、チラシ、のぼり、ポスター、PR動画、ホームページの作成委託料、印刷製本料等。
③ イベント等の出店に係る経費	出店料、必要備品の使用料、電源等取付工事費、運搬費、人件費、旅費、交通費、駐車場代・有料道路通行料、ガソリン代等。
④ 他の認定事業者の認定品を活用して開発した新商品等の原材料に要する経費	当該年度内で新商品が販売されるまでに要した認定品等原材料の購入費等。
⑤ その他町長が特に必要と認めた経費	

※実績報告書提出時に、対象となる経費の領収書添付が必要となります。

※領収書が添付できない経費は、支出したことが確認できるものを提出してください。

(Ex:人件費・給与明細書等、交通費・交通費出金伝票等)

※③のガソリン代は領収書その他、事業内容が分かる自動車管理簿（事業者名、運転者名、使用日時、走行区間、走行距離、補給燃料、事業名を記載）も作成してください。出発時及び帰着時に最寄の給油所において燃料を満タンにさせていただき、事業において使用した燃料、ガソリン代を確認してください。

4 補助金額

補助金額は、補助対象経費の1/2以内（千円未満の端数は切り捨て）とし、予算の範囲内において、1認定事業者につき1年度2万円を上限として交付します。この上限額を超えない範囲において、1認定事業者の複数の事業に対して補助を行うことができます。

